

令和8年度後期 授業料減免・徴収猶予申請について (大学院生用)

* 入学料減免・徴収猶予の支援制度は、別途申請手続きが必要です。

1. 授業料減免申請資格

・ 修業年限以内（休学期間を除く）の者で経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者。

2. 授業料徴収猶予申請資格

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合。
- (2) 申請者又は申請者の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合。

※大学院博士前期課程で日本学生支援機構の「授業料後払い制度」対象者又は秋の在学採用にて同制度に申請予定の者は(3)に該当しますので、必ず申請してください。

3. 減免の取扱い及び徴収猶予期限

- ・ 減免は、年度を二期（前期・後期）に分け、申請に基づき選考の議を経て学長が許可する。
この場合、減免の額は納付すべき半期分の授業料（全額または一部）とする。
- ・ 徴収猶予に申請した者の徴収猶予期限は【令和9年2月28日】までとする。

4. 授業料減免関係書類一覧

令和8年度後期 授業料減免・徴収猶予について（大学院生用）

令和8年度後期 授業料減免・徴収猶予申請要項

授業料減免・徴収猶予申請書 ————— 様式 1

家庭調書 ————— 様式 2

奨学金申請書 ————— 様式 3 (授業料減免申請者且つ希望者は要提出)

独立生計申立書 ————— 様式 4

授業料減免の特別措置に係る推薦書 ————— 様式 5 (外国人留学生・修業年限超過者は要提出)

申請書類確認票 ————— 様式 6

5. 申請方法等

1) 申請方法 郵送のみ

2) 申請期間 令和8年8月20日（木）～9月19日（土）必着

※徴収猶予のみ申請する場合は、令和8年8月20日（木）～10月10日（土）必着 とします

3) 申請先 学生・キャリア支援課 郵送先は下部参照

4) 必要書類 次ページからの「令和8年度後期 授業料減免・徴収猶予申請要項」を確認のうえ、 必要な書類をご準備ください。

6. 結果について

令和8年11月下旬～12月上旬頃通知予定

* 提出された長形3号の返信用封筒に入れて送付します。

7. 注 意（必ずご確認ください）

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 許可・不許可の決定までは、授業料を納付しないこと。
(預金口座振替の手続きをしている者については、免除の決定があるまで引き落としません。)
- ・ 提出期間を過ぎた書類や不備のある書類は原則として受理しない。必要書類は事前に準備をし、提出期限に遅れないよう留意すること。
- ・ 必要書類をコピー等で提出する場合、A4版にそろえること。また、原本がA4サイズ以外の場合にはA4サイズの紙を台紙として貼り付けて提出すること（縮小・拡大は問題なし）。
- ・ 外国人留学生は在留カードに記載してあるアルファベットの名前表記で申請すること。
- ・ 外国人留学生は独立生計で申請するため、家庭調書の家族欄は記載不要
(ただし日本在住の同一生計者がいる場合は、家庭調書の家族欄への記載が必要)。
- ・ 大学が必要と認めるときは、例示したものの以外に書類を求めることがある。

【問い合わせ先・送付先】

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 お茶の水女子大学 学生・キャリア支援課 授業料減免担当

Email gakusei@cc.ocha.ac.jp

令和8年度後期 授業料減免・徴収猶予申請要項

1. 授業料減免・徴収猶予申請書〔様式1〕（全員提出）

- ・所属等情報は、**令和8年10月1日時点**の状況を予定として記入し、10月入学予定の新1年生は、学籍番号欄に受験番号を記入してください。
- ・「出身大学等」欄には、直近に卒業（修了）した大学の所属情報を記入してください。
- ・保証人は日本在住の方に限ります。
- ・休学は修業年限に算入しませんので、休学をしていた方は休学理由と休学期間を必ず記入してください。

2. 返信用封筒（全員提出）

結果をお知らせするための返信用封筒を同封してください。
長形3号の封筒に110円切手を貼付し、本人氏名・住所を明記したものをご準備ください。

3. 家庭調書〔様式2〕（全員提出）

以下の記入にあたっては、可能な限り**令和8年10月1日時点の状況（予定）を記入**してください。

①家族状況

- ・就学者とそれ以外の家族に分け、同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・結婚等の理由で生計を同じくしていなくとも、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由（死別、生別等）を記入してください。
- ・同一の住居に居住している家族は、原則として同一生計と考えます。
- ・但し、次の場合は同一の住所に居住していなくても、同一生計と考えます。
 - 1) 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。
 - 2) 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。
- ・**外国人留学生については、独立生計で申請してください。家族欄の記載は不要です。**
ただし日本在住の同一生計者がいる場合は、その者を家族欄に記載し、その者の所得課税証明書（又は非課税証明書）も合わせて提出してください。
- ・職業及び勤務先は具体的に記入してください。（年金受給者、専業主婦、パートタイム等でも記入してください。）
- ・同一世帯内で、令和8年1月から令和8年9月末日までの間に退職した（する）者がいる場合は、退職した（する）会社名と退職年月日を記入してください。
（転職の場合は、新旧会社名及び退職、就職年月日をそれぞれ記入してください。）

②申請理由

- ・授業料の支払いが困難である理由を、詳細に分かりやすく記入してください。申請理由の記入がないものは受理しません。
- ・所定の記入欄で書ききれない場合には、別紙（A4 様式自由）に続けて記入してください。また、特別な事由や特記事項があると判断した場合は、別に証明書若しくは申立書をご提出いただく場合があります。

③特殊事情

- ・申請者の家計において、特に考慮すべき事情があるかどうかをチェックする欄です。該当する場合にはチェックをし、家計控除に関する書類を添付してください。

4. 奨学金申請書〔様式3〕（授業料減免申請者且つ希望者は提出）

★令和8年度からの変更点です。希望する場合は必ず申請してください。

授業料減免申請者で、坂井満子育英奨学金及び中村眞里子奨学金を希望する場合は、本申請書を必ず提出してください。本奨学金は、大学院生の経済的支援を行うことを目的とする本学独自の給付型奨学金です。授業料減免選考における家計評価の結果、全額免除とならない場合でも、いずれかの奨学金に採用されると、後期に25万円の奨学金が受給できます（授業料減免との併用はできないため、奨学金採用者の減免結果は一律不許可となります）。

申請書の「申請資格の確認」欄について、令和8年10月1日時点の状況を必ず記入してください。本奨学金の採用結果は授業料減免結果通知とともにお知らせします。採用となった場合、奨学金が振り込まれるまで授業料は徴収猶予されます。

※「革新」×「共創」で未来を拓く女性博士育成プロジェクト」又は「異種専門知識の融合と価値観の多様性に基づく次世代AI開発人材の育成プログラム」の採用者は、本奨学金との併給はできないため、本申請書は提出不要です。

5. 所得課税証明書又は非課税証明書（全員提出）

市区町村役場発行（申請前3か月以内のもの コピー不可）

所得課税証明書は、その世帯が得る収入を知るうえで必要となります。提出にあたっては、次のことに留意してください。

・提出が必要な者は次の①及び②です。

①申請者本人

②家族（就学者を除く）

※ただし、就学者であっても、申請者の配偶者については、所得課税証明書又は非課税証明書を提出してください。

・令和8年度証明書（令和7年分の所得）のものを提出してください。

・所得課税証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、課税金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。

・外国人留学生以外で、独立生計者として申請する場合は、独立生計者としての確認のため父母の所得課税証明書（又は非課税証明書）も必ず提出してください。

6. 家計控除に関する証明書（該当者のみ提出）

これらの書類は、家計評価を行う過程で家計控除額を算出するにあたって必要となります。提出されなければ控除の対象とはなりません。下記に該当する者のいる世帯は、家庭調書に該当者、現在の状況、家計に与える影響等を詳細に記入してください。

① 障害者がいる場合 **障害者手帳（写）** 本人所持（コピー可）

氏名及び障害の程度が分かる部分を提出してください。（表紙のみは不可）

② 長期療養者（要介護認定者を含む）がいる場合

診断書等証明書 医療機関等発行（診断書はコピー不可）

療養支出金額の明示された領収書 本人所持（コピー可）

長期療養者の定義・・・申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養見込の者をいいます。（申請時現在において完治している者は、認められません。）療養にかかった支出金額の明示された書類（申請時から過去6か月分のみ有効）を提出してください。（上限 200万円）ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。この場合、長期にわたって療養を必要とすることが書かれた医師の診断書等証明書を添付してください。（過去6か月の支出金額が大学側で分からない場合控除されませんので、必ず支出金額の分かる書類を提出してください。）

要介護認定・要支援認定者の定義・・・通知書（写）を提出の上、介護サービスを利用した場合の自己負担金が明示された書類（申請時から過去6か月分のみ有効）を提出してください。

- ③ **家計支持者が別居している場合** **単身赴任経費関係書類** 本人所持（コピー可）
家計支持者が勤務の関係等で世帯とは別居して生計を営んでいる場合、住居費及び光熱水費の領収書（写）を提出してください。（所得から控除されます。）但し、電話料金、交通費、会社負担経費を除きます。
- ④ **就学者がいる場合（申請者本人は提出不要）** **在学証明書** 所属学校発行（コピー不可）
小学生、中学生、自宅通学の公立高校生、申請者本人の在学証明書は不要です。

7. 住民票（全員提出） 市区町村役場発行（申請前3か月以内 コピー不可）

この書類は、世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。この書類により、同一生計の家族の人数を決定します。提出にあたっては、下記の事項に留意してください。

- ・ 同一世帯全員の住民票を提出してください。
（「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものとします。）
- ・ 住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類（アパートの契約書（写）等）を添付してください。
- ・ 独立生計者として申請する場合も、その確認のため父母の住民票を必ず提出してください（留学生除く）。
- ・ 住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合には、家族状況欄の余白に、その旨明記してください。

8. 在留カード及び健康保険の資格確認書（写）（外国人留学生のみ提出）

本人（及び日本在住の同一生計者）の住民票とあわせて、在留カード、健康保険の加入が確認できる書類の写し（マイナポータル上の資格情報画面のコピー、資格確認書等）も提出してください。

※個人番号（マイナンバー）が記載された書類は受理できません。

9. 独立生計に関する証明書〔様式4〕（外国人留学生以外の独立生計者）

次のア～エのすべてに該当する学生は、独立生計を営んでいるものとして認定し、本人の1年間の総所得金額で判定します。また、配偶者がいる場合は配偶者の収入も含めて考えます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
- イ 健康保険において本人又配偶者が被保険者になっている者
- ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
- エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

独立生計者として申請する場合、上記ア～エの事項を証明する下記の書類も提出してください。

- ① 独立生計申立書【様式3】
- ② 本人（配偶者も含む）の健康保険の加入が確認できる書類の写し
（マイナポータル上の資格情報画面のコピー、資格確認書等）
- ③ 本人（配偶者も含む）及び父母の所得課税証明書又は非課税証明書
- ④ 本人（配偶者も含む）及び父母の住民票

※日本学術振興会特別研究員（DC）、「革新」×「共創」で未来を拓く女性博士育成プロジェクト、「異種専門知識の融合と価値観の多様性に基づく次世代AI開発人材の育成プログラム」の採用（内定）者である場合は、独立生計を営むものとして認定できる場合があります。希望する場合は、①～④に加え、採用内定通知書（採用の事実や期間がわかる書類）の写しを提出してください。

10. 授業料減免の特別措置に係る推薦書〔様式5〕

(外国人留学生・修業年限超過者等)

次の①②に該当する者については、(様式4) 授業料減免の特別措置に係る推薦書が必要となります。

①外国人留学生

この書類は、外国人留学生の学業・生活状況を把握するために必要なものです。本学の指導教員に事情を説明した上で記入を依頼してください。依頼に際し下記の事項に留意して記入してもらうようにしてください。

※教員から直接学生・キャリア支援課まで提出いただいても問題ありません。

- ・前記の出願資格を満たしていること。
- ・経済的困窮度、特に申請者の生活費の収支状況

②修業年限を超過した者等 (修業年限に休学期間は算入しない)

標準修業年限を超過した者、修得単位が極めて少ない者については免除の対象としません。ただし、特別な事由があると認められる場合は原則1年を限度として免除の対象者として扱いますので、その事情を指導教員に書いてもらい提出してください。「特別な事由」の詳細については下記の授業料免除選考基準2の(3)を参照ください。

標準修業年限を2年以上超過することは、特段の理由がない限りは認められません。

修業年限 博士前期 2年
博士後期 3年

授業料免除選考基準2の(3)

(3) 修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、及び標準修業年限を超えた者は、免除の対象としない。ただし、病気又は留学など特別な事由があると認められる者は、指導教員等の「授業料減免の特別措置に係る推薦書」に基づき、特例として免除の対象とすることができるものとする。

選考基準に定める特別な事由とは、下記のとおりです。該当する場合には「授業料の減免特別措置に係る推薦書」〔様式5〕を提出してください。

基準2の(3)において「病気又は留学など特別な事由があると認められる者」とは、次の各号に定める事例により、学生委員会が判定する。なお、原則として留年者に関しては1年までの者を対象とする。ただし、(1)の場合にあっては、留年者を対象とすることは出来ない。

(1) 病気

- ア 休学期間に満たない病気のために授業を欠席し単位修得が出来なかった場合
- イ 単位修得試験（追試・再試を含む。）の当日に病気により単位修得が出来なかった場合

(2) 留学

- ア 留学のため単位修得が出来なかった場合
- イ 外国に語学研修に出かけた場合（研修期間が概ね半年未満の場合は除く。）

(3) 大学院生の論文作成

研究テーマ、研究方法等本人の側の事情によらない理由で留年した場合

(4) その他

- ア 国又は地方公共団体等の求めに応じ、公共的な事業に参加した場合
- イ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト等をした場合
- ウ 本人が身体障害者である場合

1 1. 成績証明書（該当者のみ提出）

出身学校発行（コピー不可）

学業成績優秀であるかどうかを判定する際に使用するものです。

外国人留学生の方も提出が必要です。

本学出身者・在学者は学内で確認しますので提出は不要です。

1 2. 申請書類確認票〔様式 6〕（全員提出）

本様式は、申請書類が漏れなく揃ったことを確認し、申請していただくための書類です。申請期間が限られるため、書類に不備があった場合、申請を受付けることができない場合があるので、必ずチェックしてから送付してください。

Q & A

Q：授業料減免（徴収猶予）と入学料減免（徴収猶予）を同時に申請する場合、資料は両方とも全てそろえる必要がありますか？

A：入学料減免（徴収猶予）と同時に申請する場合には、以下の申請書類は 1 通のみ提出するだけで大丈夫です。

1. 家庭調書〔様式 2〕
2. 所得課税証明書又は非課税証明書
3. 家計控除に関する書類（該当者のみ）
4. 住民票
5. 在留カード及び健康保険の加入が確認できる書類の写し
（マイナポータル上の健康保険に関する画面のコピー等）（外国人留学生のみ）
6. 独立生計に関する証明書〔様式 4〕（外国人留学生以外で該当する者のみ）
7. 成績証明書（該当者のみ）
8. 返信用封筒

Q：学生寮の申請をした場合に、授業料減免（入学料減免含む）の資料を省略することはできますか？

A：省略はできません。学生寮については申請受付時期及び必要資料で異なる部分があるためです。

Q：学校にも通っておらず、収入がない（納税していない）18 歳以上の家族がいる場合には収入の証明書は不要ですか？

A：証明書は必要です。無収入（非課税）であることを市区町村が発行する所得課税証明書または非課税証明を取得し、添付してください。

Q：住宅（車両）購入等に伴う借入金の返済のために支払いが困難である場合に、申請はできますか？

A：申請は可能です。ただし、借入金や住宅ローンについては証拠書類を添付しても家計所得から控除されませんので注意してください。

Q：坂井満子育英奨学金や中村眞里子奨学金に採用されると、全額免除額（267,900 円）よりも金額が低いため、希望すると結果的に損をするという噂を聞いたことがあります。奨学金を希望しないほうがいいのでしょうか？

A：本奨学金は、そもそも授業料減免選考過程（家計評価の過程）において、全額免除基準とならず半額免除になってしまう可能性のある申請者に、奨学金の 25 万円を支給することで、結果的に全額免除に近い経済的支援を行う趣旨のものです。併給不可の給付型奨学金を受給しているといった特段の事情がない限り、なるべく希望することをお勧めします。

〔様式1〕

令和 8 年度 後期 授業料

減免 ・ 徴収猶予 申請書

申請日 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

後期授業料を減免くださるよう保証人連署のうえ、別紙家庭調書を添えて申請いたします。
なお、申請中はその決定まで授業料の徴収猶予を合わせてお願いします。

※令和 8 年度10月入学予定の新1年生は受験番号を記載

※減免・徴収猶予について、申請する項目に○（両方を申請する場合には両方に○）を付けてください。

申請事項	減免		徴収猶予	
学籍番号 ※		大学院博士（前期・後期）課程	専攻	年
出身 大学等	（国名）	大学・大学院	学部・研究科	
	学科・専攻	コース 講座	年 月	卒業（修了）
本人	フリガナ 氏 名			
	現住所	〒		
	電話番号			
	Emailアドレス (常時確認可能なもの)			
保証人	氏 名			
	現住所	〒		
	電話番号			

休学者	休学理由	休学期間			
		年 月 日	～	年 月 日	
		年 月 日	～	年 月 日	
		年 月 日	～	年 月 日	
		年 月 日	～	年 月 日	

家 庭 調 書

申請者及び申請者と生計を同じくする家族数	家族（就学者を除く）	続柄	氏 名	年令	家計支持者 (1名のみ) には◎ を付けること	勤務先（所属）名称	勤続年数	申請者との 同居・別居 状況
		父					年	同・別
		母					年	同・別
							年	同・別
							年	同・別
							年	同・別
	父又は母が死亡・生別の場合や主たる家計支持者が無職となった時は記入してください ＊ 父 ・ 母 ＊ 理由（ 死亡 ・ 離婚 ・ 無職 ） その年月（ 年 月 ）							
	就学者	続柄	氏 名	年令	外国人留学生以外で 独立生計者の場合は○ を付けること	在 学 学 校 名 等	学年	家計支持者との 同居・別居 状況
		申請者 (本人)				国 立 お茶の水女子大学		同・別
						立		同・別
					立		同・別	
					立		同・別	
					立		同・別	
注意事項	・ 父母欄について、家計支持者に該当する場合は「◎」を記載してください。 ・ 原則、父母のどちらかに必ず「◎」を記載するようにしてください。 ・ 同居・別居問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。							
	※就学者の「申請者」欄について、外国人留学生以外で独立生計者に該当する場合は独立生計者欄に「○」を記載し、独立生計者認定に係る書類も提出してください。提出がない場合は、家計支持者の収入状況を家計評価対象とします。独立生計者の場合、家計支持者との同居・別居状況欄は記載不要です。							
② 申請理由								
③ 特殊事情	☐ 母子（父子）家庭 ☐ 障害者 ☐ 長期療養者 ☐ 単身赴任 ☐ 独立生計 ☐ 標準修業年限超過							

令和8年度 坂井満子育英奨学金・中村眞里子奨学金申請書

申請日 年 月 日

※令和 8 年度10月入学予定の新1年生は受験番号を記載

学籍 番号 ※		大学院博士（前期・後期）課程		専攻	年
本 人	フリガナ 氏 名				
	電話番号				
	Emailアドレス (常時確認可能なもの)				
申 請 資 格 の 確 認	令和8年10月1日時点のあなたの状況について、以下の□にチェックしてください。				
	☐	日本学術振興会の特別研究員ではありません。			
	☐	「「革新」×「共創」で未来を拓く女性博士育成プロジェクト」又は「異種専門知識の融合と価値観の多様性に基づく次世代AI開発人材の育成プログラム」の採用者ではありません。			
	☐	重複受給ができない他の奨学金を受給していません。			

独立生計申立書

学籍（受験）番号

氏名

私は、以下のア～エの認定条件を満たす独立生計者であることを申し立てます。

- ア 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者
 イ 健康保険において本人又は配偶者が被保険者になっている者
 ウ 父母等と別居している者（住民票等で確認できること）
 エ 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、
 所得証明書が発行される者

収入（月額）	支出（月額）
定職 円	住居費 円
奨学金 （名称） 円	食費 円
アルバイト （職種） 円	交通費 円
仕送り 円	水道光熱費 円
その他 （具体的に） 円	教材・学用品費 円
	教養娯楽費 円
	その他 （具体的に） 円
計 円	計 円

授業料減免の特別措置に係る推薦書

所 属	職名	氏名	専攻	年
学籍番号 学生氏名	学籍番号	氏名		
推薦理由				
特記事項				

「該当の有無」欄について、有又は無のいずれかに○（マル）を付してください。

番号	書類名称	該当有無	要否
1	授業料減免・徴収猶予申請書〔様式1〕	有	必須
2	返信用封筒（長形3号の封筒に110円切手を貼付し住所・本人氏名を明記すること）	有	必須
3	家庭調書〔様式2〕	有	必須
4	奨学金申請書〔様式3〕	奨学金申請をする ・しない	該当者のみ
5	所得課税証明書又は非課税証明書	有	必須
6	家計控除に関する証明書		
①	障害者手帳（写）	有 ・ 無	該当者のみ
②	長期療養関係書類（診断書等、領収証）	有 ・ 無	
③	単身赴任経費関係書類（家賃・光熱水費）	有 ・ 無	
④	在学証明書	有 ・ 無	
7	住民票	有	必須
※	別居証明書（契約書（写））	有 ・ 無	該当者のみ
8	在留カード 及び 健康保険の加入が確認できる書類の写し （マイナポータル上の資格情報画面のコピー、資格確認書等）	有 ・ 無	留学生のみ
9	独立生計に関する証明書		
①	独立生計申立書〔様式4〕	有 ・ 無	留学生以外の 独立生計者の のみ
②	本人（配偶者も含む）の健康保険の加入が確認できる書類の写し （マイナポータル上の資格情報画面のコピー、資格確認書等）	有 ・ 無	
③	本人（配偶者も含む）及び父母の所得課税証明書又は非課税証明書	有 ・ 無	
④	本人（配偶者も含む）及び父母の住民票	有 ・ 無	
10	授業料減免の特別措置に係る推薦書〔様式5〕	有 ・ 無	該当者のみ 留学生は全員必須
11	成績証明書	有 ・ 無	該当者のみ
12	申請書類確認票〔様式6〕	有	必須